

## 「悪質商法」・「契約トラブル」多発中！！！！

### ①高齢者を狙った悪質な送り付け被害急増中！

【事例】半年前に1度だけ購入した健康食品の業者から、その商品に関して「セット購入の申込がされている」と電話がかかってきた。「そのような申込はしていない」と断ったにもかかわらず、商品が送られてきた。

◆承諾もなく一方的に送られてきた商品の代金を支払い、受取る必要はありません。万一、電話勧誘で承諾した場合でも、8日以内のクーリングオフが可能です。



### ②「無料」と謳う廃品回収に注意！



【事例】「無料で廃品回収します」のチラシがポストに入っていた。不要なピアノがあったので、無料を電話で確認してから回収してもらった。ところが、業者は軽トラックに積み込んでから、「このピアノは無料での回収は無理なので、3万円が必要。一旦、積み込んだので降ろせない」と言われた。

◆廃品回収業を行うには、古物商などの許可が必要です。無料だからといって安易に回収を依頼すると、トラブルや不法投棄の原因になりかねませんので、まず、市の担当課（ごみ減量推進課Tel561-2346）に相談しましょう。

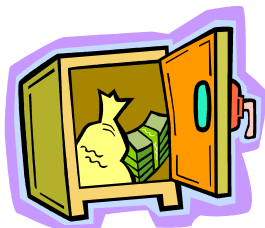
### ③出会い系サクラサイトの相談急増中！

【事例】携帯電話に突然「悩みを聞いてくれたら、3500万円あげる」というメールが来て、誘導されたWebサイトに登録した。メールのやり取りをするためポイント購入を次々と指示され、1カ月で300万円も使ってしまった。しかし、お金はもらえず、ポイント料金の支払いもできなくなった。

◆メールの相手に実際に会えたり、お金がもらえることはなく、携帯の相手が「サクラ」と気づく頃には既に高額な被害に遭っていることがほとんどです。「お金をあげる」「友達になろう」「悩みを聞いて」といったメール等には要注意、無視するようにしましょう。



### ④リスクとリスク！？ 金融商品の落とし穴



【事例】退職金を定期預金にしようとして訪れた金融機関で、「定期預金より利息が良い」と投資信託を勧められた。今まで投資の経験はなく、説明されたものの理解できない点もあったが、元本保証されるものと判断し契約をした。ところが、あらためて説明資料を確認したところ、元本割れのおそれがある商品であることや、解約手数料が高額であることもわかった。

◆投資信託や外貨預金等の金融商品は、通常の預貯金と異なり、元本保証されません。また、解約条件についても、契約前に予め確認しておきましょう。『リスクが高い商品は、当然、リスクも高い。』契約時には、このことを決して忘れてはいけません。

◎「あれ？おかしいな」と思ったら契約前に、消費生活センターまでお問合せ下さい。

#### 【問い合わせ先】

◆草津市役所 生活安心課（消費生活センター） 電話 077-561-2353